

岩見沢市における用途地域ごとの制限																
用途地域 項 目	指定容積率 （％） （法第52条）	指定建ぺい率 （％） （法第53条）	外壁後退距離 （m） （法第54条）	高さの限度 （m） （法第55条）	斜線制限（法第56条）						日影規制（法第56条の2）					
					道路斜線 （第1項第一号）		隣地斜線 （第1項第二号）		北側斜線 （第1項第三号）		種別 （法別表第4 （に））	制限を受ける 建築物	平均地盤面からの 高さ（m）	日影時間（時間）		
					距離（m）	数値（勾配）	加える高さ（m）	数値（勾配）	加える高さ（m）	数値（勾配）				5m超え10m以内	10mを超える	
第1種低層住居専用地域	60	40	1.0 （道路及び隣地）	10	20	1.25	－	－	5	1.25	（二）	軒高7mを超える又は地階を除く階数3以上の建築物	1.5	3	2	
第2種低層住居専用地域	100	50	－	10			－	－								
第1種中高層住居専用地域	200	60	－	－			20	1.25	－	－		高さが10mを超える建築物	4			
第2種中高層住居専用地域	200	60	－	－					－	－						
第1種住居地域	200	60	－	－	20	1.25	20	1.25	－	－	（二）	高さが10mを超える建築物	4	4	2.5	
第2種住居地域	200	60	－	－					－	－						
準住居地域	200	60	－	－					－	－						
近隣商業地域	200	80	－	－	20	1.5	31	2.5	－	－	（二）	高さが10mを超える建築物	4	4	2.5	
	300	80	－	－					－	－		－	－			
商業地域	400	80	－	－					－	－						
準工業地域	200	60	－	－	20	1.5	31	2.5	－	－	（二）	高さが10mを超える建築物	4	4	2.5	
工業地域	200	60	－	－					－	－		－	－			
白地地域（指定のない区域）	50	30	－	－		1.25	20	1.25	－	－		－	－			
	100	50	－	－		1.5	31	2.5	－	－		－	－			
	200	60	－	－		1.25	20	1.25	－	－		－	－	－		
						1.5	31	2.5								

建築基準法に関する諸数値等	
多雪区域	指定あり
垂直最深積雪量	160 c m（栗沢町の区域を除く。） 130 c m（栗沢町の区域に限る。）
積雪荷重（積雪量1 c mごと）	30N/㎡/cm
基準風速	V ₀ =30m/s
地震地域係数	Z=0.9
標準せん断力係数	C ₀ =0.2
凍結深度	60cm（北村の区域を除く。） 50cm（北村の区域に限る。）
省エネ法の地域の区分	2
地表面袒度区分	Ⅲ

その他規制等	
建築基準法第22条指定区域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、同法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域を除く区域
	北村の区域の一部
放送電波受信障害防止 建築指導要綱	高さが10mを超える建築物又は工作物

※その他関連法令等は、各所管課に問い合わせください。

消防本部予防課	：消防法等に関すること。	TEL:0126-22-4301
都市計画課	：用途地域、開発行為、地区計画等に関すること。	TEL:0126-35-4684
建設管理課	：市道等に関すること。	TEL:0126-35-4613
業務課	：上水道等に関すること。	TEL:0126-35-4708
下水道課	：下水道等に関すること。	TEL:0126-35-4745
廃棄物対策課	：浄化槽等に関すること。	TEL:0126-35-4395
農業委員会事務局	：農地等に関すること。	TEL:0126-35-4778
防災対策室	：ハザードマップ等に関すること。	TEL:0126-35-4825
文化・スポーツ振興課	：埋蔵文化財等に関すること。	TEL:0126-35-5130